

R P A ライセンス・A I - O C R サービス
及び利用機器等賃貸借

契 約 書 (案)

RPAライセンス・AI-OCRサービス及び利用機器等賃貸借

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と ○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、RPAライセンス・AI-OCRサービス及び利用機器等賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、本契約書及び仕様書に従うとともに、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書記載の賃貸借機器及びソフトウェア（以下「機器等」という。）を仕様書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に設置し、甲に引き渡すものとし、甲は、その賃借料を乙に支払うものとする。
- 3 本契約書の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（契約金額）

- 第3条 機器等の賃貸借料は、総額 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額 円（税込）とする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 賃貸借料の計算期間は、各月の初日から月末までの1か月とする。ただし、1か月に満たない月については、日割り計算によるものとする。
- 4 前項のただし書き以下の計算結果に1円未満の端数が生じた場合において、1円未満の額は切り捨てるものとする。

（月額料金の取引金額請求及び支払）

- 第4条 乙は、月額料金について、使用月の翌月に請求を行い、甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。
- 2 乙は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

（履行遅滞）

第5条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができな

い場合においては、未済部分の契約代金の額につき、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

(権利義務等の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
2 乙は成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(機器等の内容)

第8条 乙が甲の使用に供するRPAライセンス・AI-OCRサービス及び利用機器等の内容は、仕様書の通りとする。

(設置場所)

第9条 機器等の設置場所については、仕様書の通りとする。

(機器等の保守)

第10条 乙は、機器等が正常に動作するよう乙の負担において所定の保守を行う。ただし、甲の故意もしくは過失によって修理又は調整の必要が生じたとき、それらの修理費、調整費は甲が負担する。
2 機器等について所定の保守を超える特別な保守を必要とする場合は、その費用負担について協議し、別途定める。

(乙の責任制限)

第11条 乙は、甲の使用に供した機器等自体の欠陥及び乙による機器等の取扱上の過失に起因するものを除き、甲の使用中に生じた機器等の動作停止、故障、事故等によって生じた損失については、責任を負わない。

(保険)

第12条 乙は、機器等に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担するものとする。

(機器等の返還)

第13条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、機器等を速やかに乙に返還するものとする。ただし、あらかじめ乙の承認を得たときはこの限りではない。

- 2 機器等の引取時の解体、荷造り及び運送に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 機器等の引取後、据付場所の原状回復等に要する費用は、甲の負担とする。
- 4 乙は、機器等の返還時において、各機器等のハードディスク・メモリ等のデータ消去を実施し、その旨を証明する作業報告書を提出しなければならない。

(機器等の保全)

- 第 14 条 甲は、本契約に基づく機器等を運用するために、甲が機器等を扱うことを認めた職員、その他の者に対し、指示等の方法により適切な措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、乙の書面による同意がある場合を除き、本契約にある機器等を第三者に提供することはできないものとする。

(契約不適合責任)

- 第 15 条 甲は、機器等の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、機器等の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(修補義務)

- 第 16 条 乙は、甲へ機器等を提供している間、次の各号に定める支援等は無償で乙自ら行うものとする。
- (1) 甲が、機器等が正常に動作しない原因が乙にあると判断した場合の甲の安定的な業務遂行に必要となる支援。
 - (2) 甲の業務遂行上の支障を未然防止することに資するソフトウェア並びに修正情報等の提供。

(主担当者及び副担当者)

- 第 17 条 甲及び乙は、本契約を円滑に遂行するため、それぞれ主担当者及び副担当者を各 1 名置き、必要な作業体制を定める。
- 2 甲及び乙は、本契約の遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その相手方との連絡、確認等は原則として主担当者を通じて行うものとする。

(履行期間の変更方法)

- 第 18 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更方法)

- 第 19 条 本契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(秘密情報の取扱)

- 第 20 条 乙は、その職務上知り得た業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を業務目的以外に利用したり、第三者に漏洩してはならない。
- 2 乙は、秘密情報が第三者に漏洩、又は無断で使用されないように、必要な対策をとら

なければならない。

- 3 乙は、甲の許可なく、その秘密情報を複写、複製してはならない。
- 4 乙は、甲の請求があった場合、直ちに秘密が記載又は記録された書類、記録媒体等を甲に返却又は破棄するものとする。
- 5 乙は、本契約期間の満了後及び契約解除後も本条を遵守するものとする。

(取得した特定個人情報等の管理)

第 21 条 乙は、本契約を遂行するための特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）における個人番号をその内容に含む個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項で規定する個人情報）及びその他個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）とする。）等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償額は委託金額を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 23 条 乙は、乙又は乙が業務を委託した保守会社等の従業員を、機器等の搬入又は保守のために機器等の設置された場所に立ち入らせることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙及び保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。
- 3 乙及び保守会社等は、前項の立入りに際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(検査)

第 24 条 乙は、機器等の設置が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、仕様書に定めるところにより検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって機器等の設置が完了したことを確認した後、乙が機器等の引渡を申し出たときは、ただちに当該機器等の引渡を受けなければならない。
- 4 乙は、第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(成果物)

第 25 条 乙は、仕様書に定める成果物（関連する資料を含む。）について、仕様書に定める期限までに甲に納入し、甲の検査、確認を受けなければならない。

- 2 成果物の納入場所は、甲の指定する場所とする。
- 3 乙の提出する成果物の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は

自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(通知義務)

第 26 条 甲は、機器等について、窃盗、滅失、毀損等の事故が発生したとき、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(解約)

第 27 条 甲は、機器等の全部、又は一部を解約しようとする場合は、解約しようとする日の 1 か月前までに乙に文書にて申し出なければならない。

(契約の解除)

第 28 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
- (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 29 条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティポリシー」という。）を遵守するものとする。

2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(契約解除)

第 30 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 31 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 32 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 33 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 34 条 乙は、本契約に係る業務に従事した者の勤務状況を明らかにした帳簿等を備え、かつ証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、本契約に係る業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 本契約に係る業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿

(2) 前号の者ごとにおいて実際に本契約に係る業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前 2 項の帳簿等を本契約の満了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておくなければならない。

(ソフトウェアライセンス等の帰属)

第 35 条 乙が本契約の定めにより納入する物のうちアプリケーションソフトに関する使用許諾契約に基づく使用権は、甲に帰属させるものとする。

(再委託の制限)

第 36 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が前第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 37 条 契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうち、改正後の税率により定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 38 条 本契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 39 条 本契約に定めのある事項について疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

2

○○○○○○○○

○○○○○○○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かななければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ち

に当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

特定個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために特定個人情報等を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるときはその限りではない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等の漏えい、き損及び滅失の防止並びに事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、その他の特定個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第6 乙はこの契約による事務を処理するため甲から貸与された資料を、この委託期間完了までに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された資料を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(調査)

第8 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている特定個人情報等の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行なうものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(罰則規定)

第10 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に違反した場合、罰則の対象となることがあることを了解のうえ、この契約による事務を実施するものとする。